

議案第20号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から十和田地区環境整備事務組合を脱退させる等のため、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

令和3年3月4日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散すること及び規約の所要の整理を行うことに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、十和田地区環境整備事務組合」を削る。

別表第2第8号の項中「、十和田地区環境整備事務組合」を削り、同表第10号の項中「並びに農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第87条の2第3項及び第8項の規定に基づき徴収する共済掛金等及び延滞金」を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。